

『してはいけない質問』



■ 本籍に関する質問

- ・あなたの本籍地はどこですか。
- ・あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。
- ・生まれてから、ずっと現住所に住んでいるのですか。
- ・ここに来るまでどこにいましたか。

◆なぜこのような質問はいけないのか？◆

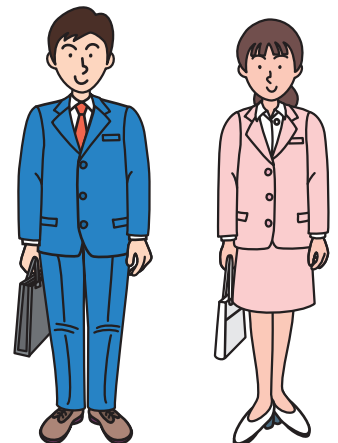
本籍を質問することは結果的に就職差別につながるおそれがあり、公正な採用選考から同和関係者や在日韓国・朝鮮人の人たちを排除してしまうことになりかねません。

■ 住所とその環境に関する質問

- ・〇〇町の△△はどのへんですか。
- ・あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。
- ・あなたのおうちは国道〇〇号線（〇〇駅）のどちら側ですか。
- ・あなたの自宅付近の略図を書いてください。
- ・家の付近の目印となるのは何ですか。

■ 家族構成や家族の職業・地位・収入に関する質問

- ・あなたのお父さんは、どこの会社に勤めていますか。また役職は何ですか。
- ・あなたの家の家業は何ですか。
- ・あなたの家族の職業を教えてください。
- ・あなたの家族の収入はどれくらいですか。
- ・あなたの両親は共働きですか。
- ・あなたの学費は誰が出しましたか。
- ・あなたの家庭はどんな雰囲気ですか。
- ・あなたは転校の経験がありますか。
- ・お父さん（お母さん）がいないようですが、どうしたのですか。
- ・お父さん（お母さん）は病死ですか。死因は何ですか。病名は。
- ・お父さんが義父となっていますが、詳しく話してください。



■ 資産に関する質問

- ・あなたの住んでいる家は一戸建てですか。
- ・あなたの住んでいる家や土地は持ち家ですか、借家ですか。
- ・あなたの家の不動産（田畑、山林、土地）はどれくらいありますか。

◆なぜこのような質問はいけないのか？◆

応募者の適性・能力を中心とした選考を行うのではなく、本人の責任でないことがらで判断しようとしていることです。このことは、前近代的な身分制により形成された部落差別により、教育や就職の機会均等の権利を侵害されてきた人たちを排除することにもつながるものです。住宅環境や家庭環境の状況を聞くことは、地域の生活水準等を判断することになり、主観的判断に属する事柄です。これらは本人の努力によって解決できない問題を採否決定の基準とすることになり、そこに予断と偏見が働くおそれがあります。

■ 思想・信条、宗教、尊敬する人物、支持政党に関する質問

- ・あなたの信条としている言葉は何ですか。将来どんな人になりたいと思いますか。
- ・学生運動をどう思いますか。労働組合をどう思いますか。
- ・家の宗教は何ですか。何宗ですか。あなたの家族は、何を信仰していますか。
- ・政治や政党に関心がありますか。何党を支持していますか。
- ・尊敬する人物は誰ですか。どんな本を愛読していますか。
- ・あなたは自分の生き方についてどう考えていますか。今の社会をどう思いますか。
- ・あなたの家では、何新聞を読んでいますか。

◆なぜこのような質問はいけないのか？◆

思想・信条や宗教、支持する政党、人生観などは、信教の自由、思想・信条の自由など、憲法で保障されている個人の自由権に属することがらです。それを採用選考に持ち込むことは、基本的人権を侵すことであり、厳に慎むべきことです。思想・信条、宗教などについて直接質問する場合のほか、形を変えた質問を行い、これらのことを把握しようとする企業がありますが、絶対に行うべきではありません。

■ 男女雇用機会均等法に抵触する質問

- ・結婚、出産しても働き続けられますか。
- ・学生時代は自宅通学でしたか。
- ・何歳ぐらいまで働けますか。
- ・今、つきあっている人はいますか。
- ・結婚の予定はありますか。



◆なぜこのような質問はいけないのか？◆

女性に限定しての質問は、男女雇用機会均等法の趣旨に違反する採用選考につながります。